

ふくろう相談室
～としま子ども^この権利^{けんり}相談室^{そう だん しつ}～

令和 7 年度活動報告書



ふくろう相談室キャラクター マモろう

令和 8 年 8 月

目 次

はじめに

子どもの権利擁護委員からメッセージ	1
-------------------------	---

I 豊島区子どもの権利擁護委員の概要

1. 豊島区子どもの権利に関する条例	5
2. 豊島区子どもの権利擁護委員	6
3. ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)	7

II 令和 7 年度活動状況

1. 相談活動状況	13
2. 対応事例	17
3. 相談活動のまとめ	21

III 相談室活動報告会

1. 令和 6 年度活動報告会	23
-----------------------	----

IV 普及啓発活動

1. としま子どもの権利相談室愛称募集	25
2. 広報物	25
3. 子どもの権利に関する学習プログラム	30
4. 展示	31
5. 研修、講演会などを通じた普及啓発	31
6. 他自治体からの視察受入	32
7. 会議、シンポジウム等への出席	32
8. その他のイベントへの出展	32

V 参考資料

豊島区子どもの権利に関する条例	35
豊島区子どもの権利に関する条例施行規則	46

子どもたちの声が動かしたもの——初めての救済申立てから

豊島区子どもの権利条例には、子どもの権利侵害について救済を申し立てる制度が設けられています。申立てがあると、相談室は必要な調査・調整を行い、その結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合には、関係する団体や個人に対して「是正要請」をすることが予定されています(23条)。この是正要請には裁判所の判決のような強制力はありませんが、権利擁護委員が必要と認めた場合には公表することができ(25条)、社会に与える影響は決して小さくありません。

実はこの救済申立ては、私が権利擁護委員に就任した2010(平成22)年以降、長らくなされることなく、調整活動による解決を重ねてきました。

ところが昨年、第1号の救済申立てがありました。相談室は調査と並行して調整を試みましたが、解決の見通しはなかなか立ちませんでした。そのためやむを得ず、初の是正要請の発出を視野に入れて準備を進めていたところ、発出直前になって事態が急展開し、最終的に円満な解決に至りました。

結果が良かったことはもちろんですが、私にとってより印象深かったのは、その結果に至るまでの子どもたちの取り組みでした。申立者は多数にのぼりましたが、自分たち内部で意見を調整し、大人たちと粘り強く交渉し、さらに大人や他の子どもたちの権利・利益にも目を向けながら、自らの要求を形にしていきました。救済申立てのプロセスの中で、子どもたちは、自分たちの権利とは何か、ルールや決まりは何のためにあるのか、民主主義とは何か、そして「おかしいことにおかしいと声を上げることの大切さ」とは何かを、自ら考え、学び、身につけていきました。その過程こそが、最も重要であったと思います。

私たち相談室がお手伝いできたのはほんのわずかですが、相談室だけでなく、多くの大人たちが子どもたちを支え、応援していたことにも、深く心を動かされました。

結果として、準備していた是正要請が実際に発出されることはありませんでしたが、その作成過程を通じて、私たち自身も改めて子どもの権利の大切さ、そして豊島区にこの条例があることの意義を強く実感しました。

本報告書を通じて、相談室の活動とともに、子どもの権利を守るしくみの重要性について、少しでも多くの方に知っていただければ幸いです。

豊島区子どもの権利擁護委員 代表 山下 敏雅



子どもの権利擁護から見てくる親支援の必要性

1. この一年も、親御さんからふくろう相談室に多数の相談が寄せられている。子どもの権利救済機関であるため、我々は、あくまで子どもの意思・希望に即した解決を行うことしかできない。そのため、相談の最初の時点で、親御さんには、親御さんの困りごとを解決する機関ではないことを必ず説明している。

多くは、学校などの子どもの所属先との関係が上手くいかずに、困ってふくろう相談室に駆け込まれているため、親御さんも追い込まれた状態であることが多い。ただ、我々が子どもの意思・希望でしか動けないという説明を繰り返すなかで、多くの親御さんが理解を示してくれる現状がある。

無論、相談当初には、親御さんの悩みを我々は多く聞くことになる。ただ、解決に向けて我々が外部に働きかける段階に至れば、親御さんが、子ども中心での解決の手法に異論を唱えてくることは少ない。

このことは、親御さんも子どもを中心とした解決を希望しているにもかかわらず、我々、子どもの権利救済機関を頼るほかに解決に至れないという事態に陥りがちであることを意味するように思われる。

2. 子どものアドボケイトだけでなく、親のアドボケイトの有用性？

昨今、日本では、子どものアドボケイトの重要性が盛んに唱えられているが、イギリスの児童福祉では、親のアドボケイトも重要と言われている。すなわち、親が行政と対等に話をできないこと（「対話不能」）により十分な支援を行政側から受けられず、結果、児童保護の事態に至っている現状があり、それを回避するためには親にもアドボケイトが必要と言われている。つまり、親が行政に対して的確に意向・意思を伝え、また、行政も親に的確に意向・意思を伝えるスキームが必要で、それが親のアドボケイトの役割と考えられている。

この親のアドボケイトの活動により、子どもが親元から引き離されるような児童保護の事態を回避できることは、「子どもの最善の利益」にもかなうという結論にも到達する。

3. 子どもの施策としての親のアドボケイトの重要性

子どもの権利擁護委員として「子どもの最善の利益」が図られることは一番望ましい結論である。上記のような親のアドボケイトの活動により、親と学校、塾、その他子どもの所属先とが円満な関係を構築できることは「子どもの最善の利益」に資すると考える。

親自身が考える「子どもの最善の利益」を、学校その他子どもの所属先に的確に伝達し、また、学校その他子どもの所属先の考えを的確に親に伝えることができる状況の確保ができれば、親と学校などが激しく対立関係構造に至ることもないと考ええる。その結果として、子どもが安心して学校その他子どもの所属先に通い続けることができることは、豊島区こどもの権利条例で保障された「安心して生きる権利」に資するのは当然である。このように一見、親のための制度のように思われかねない「親のアドボケイト」であるが「子どもの最善の利益」の実現にも密接に関係するとして一考する価値があると、相談室によせられる相談の実情から感じた一年でした。

豊島区子どもの権利擁護委員 佐賀 豪



メッセージ～子どもの権利擁護委員として考えること～

豊島区子どもの権利擁護委員を務めさせていただき、1期2年が過ぎました。この2年あまり、子どもの権利擁護委員としての活動を通して、相談室に寄せられる子どもおよび子どもに関わっている方(保護者等)の声に触れてきました。その都度、「子どもの権利」「子どもの意見表明」を取り巻く状況を強く意識させられ、「子どもの権利」意識が浸透しているのか、理解が広まっているのか、と立ち止まることが何度かありました。

そうしたこともあり、2025年度は、子どもの様子を知るためと、子どもの権利について伝えるために、区内に22あるすべての子どもスキップを、相談員とともに訪問し、出向いた先で、子どもの悩みや話を聴き、時には一緒に遊んだりもしました。事前に「ふくろう相談室から権利擁護委員が来ます!」というポスターを掲示して下さったり、場所によっては施設長さんが子どもに呼びかけをしてくださいました。そうしたこともあり、友達のこと、保護者のこと、自分の将来のことや性格についてなどなど、話してくれる子とたくさん出会うことができました。

とはいえ、同じスキップに頻繁に出向くことは難しく、年1-2回の訪問しかできません。初めて会う私たちに、自分の思いを話すことは勇気が必要だったりしますし、関係性を築けていない方にどこまで本音を話してくれるのか、ということもあります。とはいえ、「何かあったら自分一人で抱え込まないで話していいんだ」「スキップや学校の先生には言いにくいけど、もやもやしている気持ちを少しでも聴いてもらいたい」など、「伝えること」「話すこと」「聴いてくれる存在」の必要性や大切さを、子どもたちに感じてもらいたい、と思っています。

そして、この時は話すことができなかったり、話すことがなかったりしても、周りの友だちが私たちと話す姿を見て(もちろん、話すことそのものを秘密にしたいかどうかあらかじめ確認したうえで配慮をしています)、「あ、自分も何かあったら話してみようかな」「もやもやを抱えているよりも、伝えたほうがすっきりするかな」と思ってもらえたら、と感じています。

条例や法律は、施行して終わり、ではなく、その中身に息を吹き込み、実効性を持たせることがなければ意味を成しません。子どもに我慢を強いるのではなく、声を出しにくい、あげづらい状況にある子どもたちが、安心して自分の思いを表明し、そうした思いを無条件に受け止められる地域や社会が、今、切実に求められています。

子ども自身が自分の権利を自覚できるように、子どもの権利擁護委員として、これからも丁寧に取り組んでいきます。

豊島区子どもの権利擁護委員 林 大介



※豊島区子どもの権利擁護委員のイラスト制作

ペンネーム: のれんさん(中高生センタージャンプ長崎利用者)

I 豊島区子どもの権利擁護委員の概要

1. 豊島区子どもの権利に関する条例

「豊島区子どもの権利に関する条例」は、平成 18 年 3 月に制定されました。この条例には、子どもが持つ大切な権利や、子どもの権利を守るために、子どもに関わる人たちが果たすべき役割について定められています。

豊島区では、「豊島区青少年問題協議会」において、平成 13 年に青少年の参加・参画を推進する重要課題として、「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申しました。その後、平成 15 年には青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例」の制定が最重要課題と答申したことをきっかけに、子どもの権利条例の検討が始まりました。

制定にあたり、平成 15 年 12 月に「子どもの権利条例(仮称)検討委員会」を発足し、権利の主体である子どもをはじめ、様々な立場の方に意見を聞くことを目的にヒアリングを開始しました。また、検討委員会の委員長より起草部の立ち上げが提案され、公募区民を中心に原案を作り、委員会に提案していきました。ヒアリングの結果や豊島区子ども白書の資料をもとに、区民目線での自由な発想をもって進められ、条例の前文は、子どもが読んでも分かるように、子どもに向けたメッセージにしました。

豊島区子どもの権利に関する条例 前文

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです

あなたのことは、あなたが選んで決めることができます

失敗しても、やり直せます

困ったことがあったら、助けを求めていいのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます

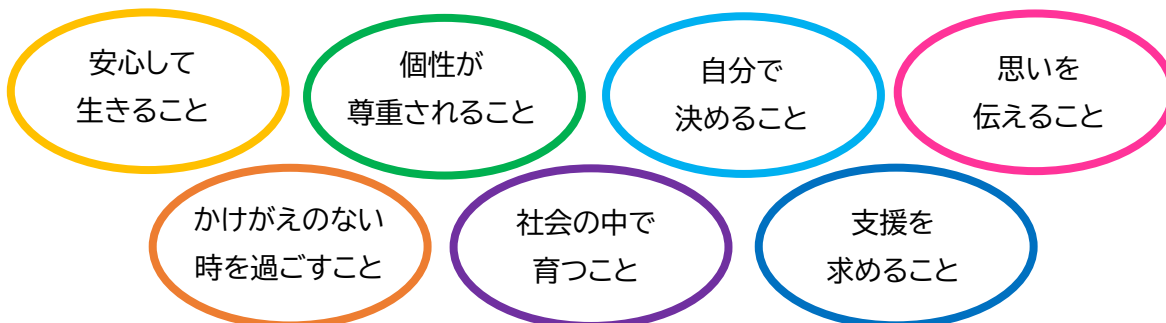
あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう

あなたという人は、世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

大切な子どもの7つの権利



2. 豊島区子どもの権利擁護委員

豊島区子どもの権利擁護委員は、豊島区子どもの権利に関する条例第 22 条により、子どもの権利侵害について迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、中立性・独立性を担保された区長の附属機関として、平成 22 年に設置されました。

子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行います。また、子どもの権利救済の申立てを受けた場合は、必要な調査及び調整を行い、関係者等に対して是正要請をしていく役割を担っています。

(1)子どもの権利擁護委員の職務

- ・子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- ・子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- ・必要があると認めるときは、関係する団体または個人に対して是正要請をすること。
- ・是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体または個人から報告を求めること。

(2)子どもの権利擁護委員の任命

任期 2 年(再任可)、定数 3 人以内とし、人権擁護に深い理解と熱意を持ち、人格に優れ、高い識見も有すると認める者を区長が任命します。

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の間に、任命されている委員は以下のとおりです。

氏名	所属等	委嘱期間
山下 敏雅	弁護士	平成 22 年 1 月～
佐賀 豪	弁護士	平成 26 年 12 月～
林 大介	大学教員	令和 6 年 4 月～

(3)子どもの権利擁護委員会議

権利擁護委員の職務執行の方針や相談ケースの対応、子どもの権利の普及啓発に関することなど、必要事項について決定する擁護委員会議を開催しています。なお、個別のケースに関する検討は会議以外にも随時行っています。

■令和 7 年度開催状況…全 22 回

3. ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)

(1)設置経緯

「豊島区子どもの権利に関する条例」第 23 条に規定する、子どもの権利侵害に関する相談及び申し立てに応じるため、令和 5 年 9 月 6 日に「としま子どもの権利相談室」を開設しました。「ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)」は、子どもの権利侵害の早期発見、または権利侵害からの救済・回復を図る相談窓口です。

(2)体制

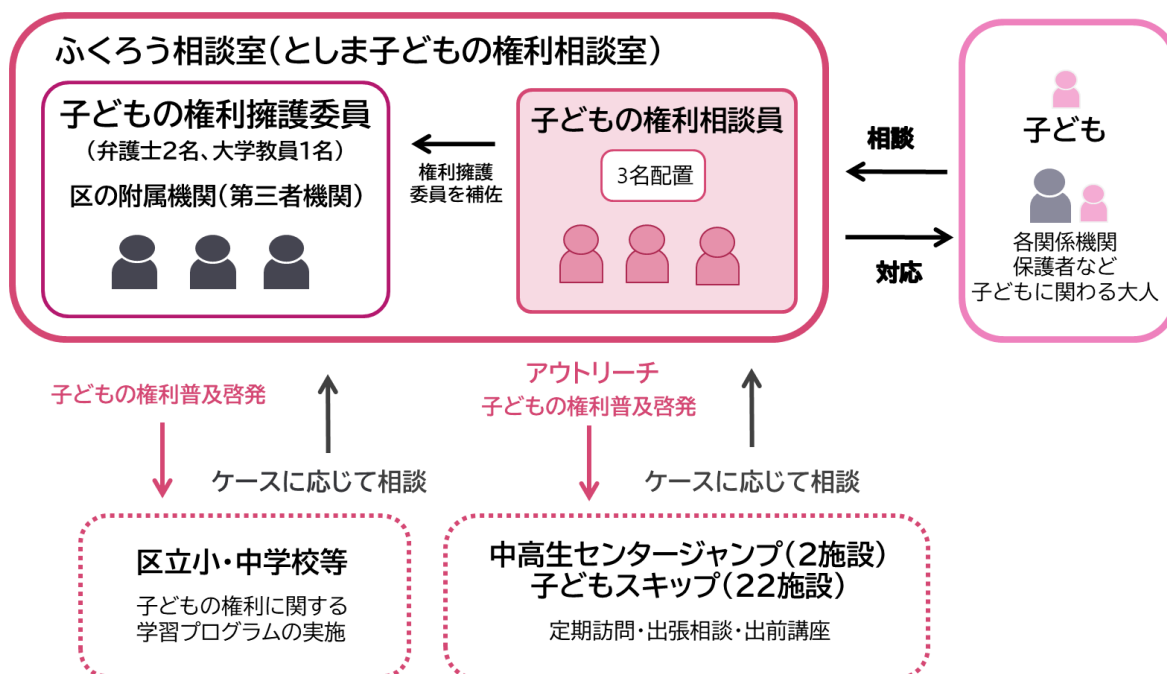
①豊島区子どもの権利擁護委員

②豊島区子どもの権利相談員

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保育士、教員、弁護士のいずれかの資格を有し、子どもに関わる相談等の実務経験が 3 年以上ある者。
- ・権利擁護委員の職務を補佐し、権利侵害に関する相談に応じ、調査・調整を行うこと。
- ・豊島区子どもの権利に関する条例や子どもの権利の普及啓発に関すること。

③事務局

- ・ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)の運営、他機関との調整等。
- ・子どもの権利に関する普及啓発に関すること。



(3)所在地 豊島区雑司が谷 3-1-7 千登世橋教育文化センター1 階



(4)相談対象

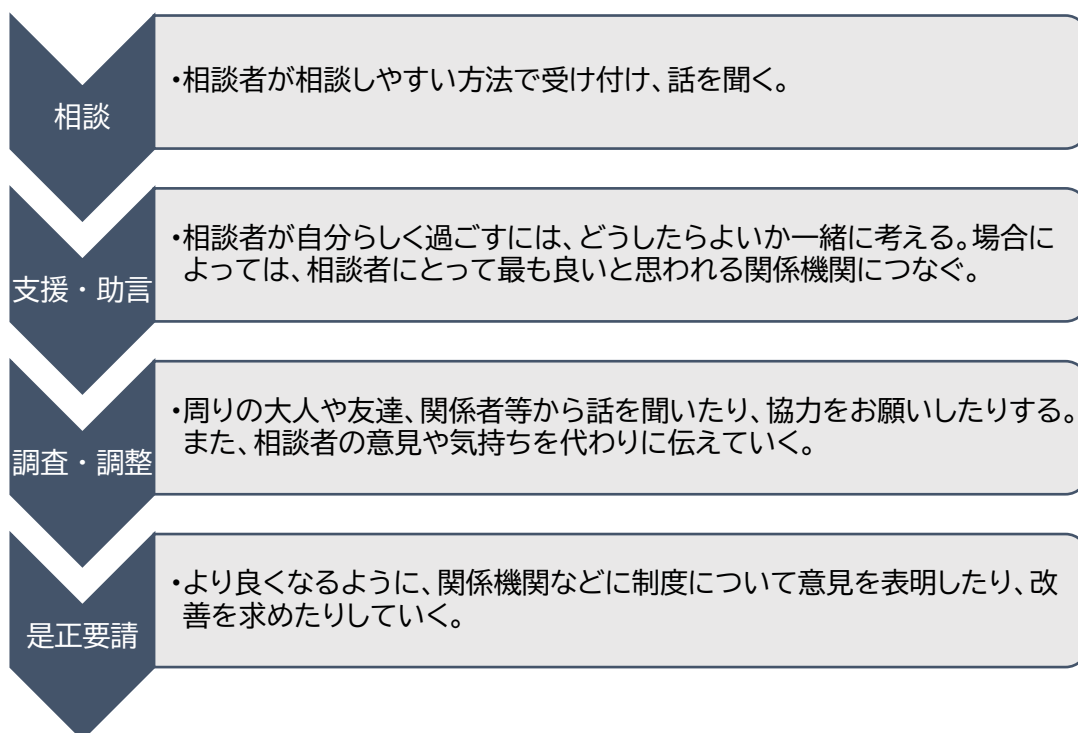
18 歳未満の区内在住・在学・在勤する者

20 歳未満で区内にある子どもに関わる施設に在籍している者

(5)相談方法

- 会って話す ・ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)や区施設で相談する。
- 電話をする ・【03-5985-9580】に電話をする。
- メールをする ・【kodomosoudan@city.toshima.lg.jp】あてにメールを送る。
・豊島区ホームページの Web フォームからメールを送る。
- 手紙を書く ・ふくろう相談室あてに送る (豊島区雑司が谷 3-1-7)。
・区長あての子ども版広聴レター「子どもレター」を使って送る。

(6)相談の流れ



(7)ふくろう相談室の様子

相談に訪れた子どもがリラックスしてお話ができる空間となるように、相談スペースにはソファやぬいぐるみを設置しています。ふくろう相談室の趣旨にご賛同いただいたイケア・ジャパン株式会社様より、家具等をご提案、寄贈いただきました。



(8)豊島区子どもの権利に関する条例制定からこれまでの経緯

平成 13 年 3 月	豊島区青少年問題協議会が、青少年の参加・参画を推進する最重要課題として、「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申。
平成 15 年 2 月	豊島区青少年問題協議会が、権利の主体としての青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例」の制定が再重要課題と答申。
平成 15 年 12 月	「豊島区子どもの権利条例(仮称)検討委員会」発足
平成 18 年 3 月	「豊島区子どもの権利に関する条例」制定
平成 22 年 1 月	「豊島区子どもの権利擁護委員」設置(条例第 22 条)
平成 30 年 3 月	「豊島区子どもの権利委員会」設置(条例第 31 条)
令和 2 年 3 月	「豊島区子ども・若者総合計画」の一つとして、「子どもの権利推進計画」を策定し、子どもの権利侵害を予防・救済する相談窓口として、子どもの権利相談室の設置が重点事業としてあげられる。
令和 4 年 3 月	豊島区子どもの権利委員会が、豊島区における子どもの権利擁護施策について、「子どもの権利擁護の仕組みの構築により、権利相談・救済の手続きを整備すること」と答申。
令和 5 年 9 月	子どもの権利侵害の早期発見、権利侵害からの救済・回復を図る機関として、「としま子どもの権利相談室」開設。
令和 6 年 9 月	令和 6 年 6 月、区立の小・中学校に通う児童、生徒に相談室の愛称募集を行い、700 件を超える応募の中から投票を行ってもらい、愛称が「ふくろう相談室」に決定。
令和 6 年 9 月	令和 5 年度の相談室活動報告会を開催。
令和 7 年 2 月	子どもたちの大切な権利を守るふくろう相談室のキャラクターに対して、区立の小・中学校に通う児童、生徒に投票を行ってもらい、キャラクターの名前が「マモろう」に決定。
令和 7 年 11 月	令和 6 年度の相談室活動報告会を開催。

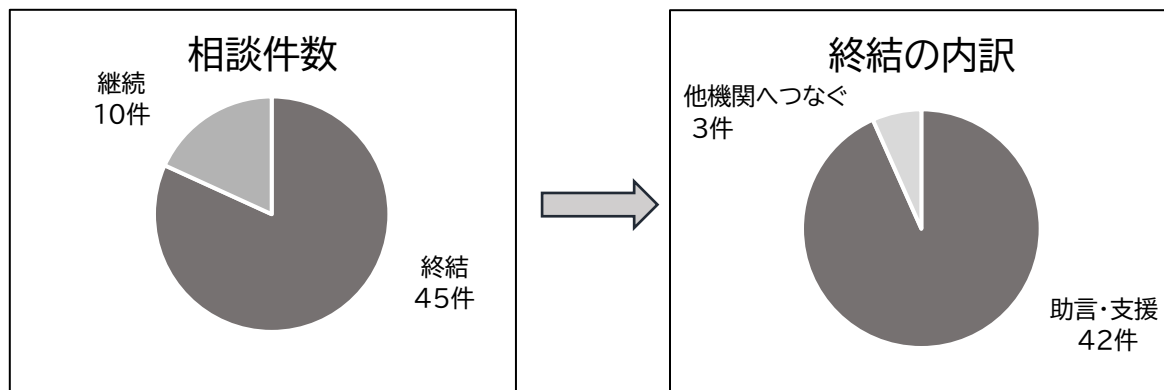
Ⅱ 令和 7 年度活動状況

1. 相談活動状況

■期間…令和7年4月1日～令和8年3月31日

(1) 相談件数

令和7年度の新規相談件数55件のうち、10件は令和8年度以降も継続して対応を行いました。45件は、助言や支援、他機関につなぐ等の対応により令和7年度中に終結しました。



■新規相談件数(月別)

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和7年度	3	5	10	4	8	5	4	5	3	3	2	3	55
令和6年度	4	6	1	4	4	0	3	5	4	4	2	2	39

(2) ふくろう相談室の活動回数

令和7年度の新規相談55件、令和6年度からの継続相談6件、計61件に対して、令和7年度に相談室が活動した回数は1287回です(相談者とのやりとり、関係機関との調整等)。ほとんどのケースで2回以上活動しており、31回以上対応したケースが13件ありました。

■手段別活動回数

(単位:回)

活動手段	対面	電話	メール	手紙	合計
令和7年度	203	440	636	8	1287
令和6年度	143	256	870	3	1272

■活動回数別の相談件数

(単位:件)

活動回数	1回	2～5回	6～10回	11～30回	31～50回	51回以上	合計
令和7年度	19	20	3	6	3	10	61
令和6年度	1	14	7	10	4	8	44

(3)相談内容

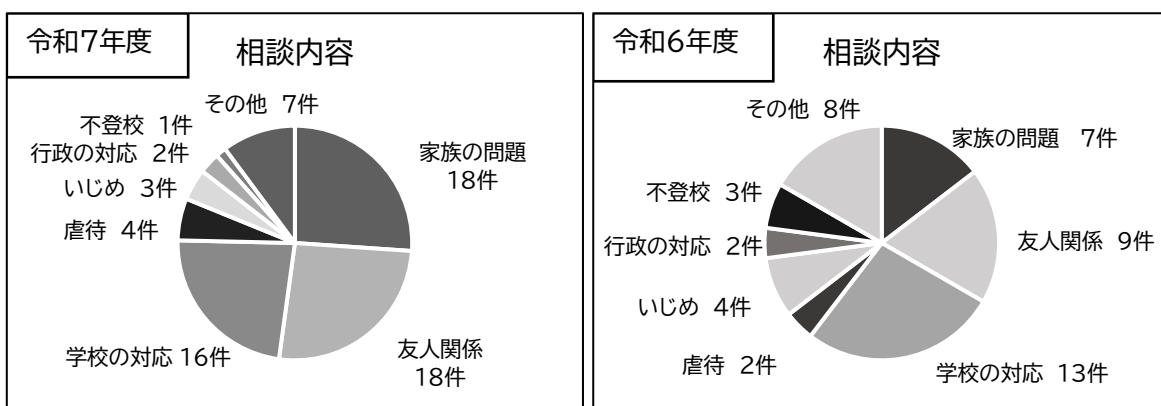
令和 7 年度の新規相談の内容で最も多かったのは「家族の問題」「友人関係」が 18 件、次いで「学校の対応」が 16 件でした。

※相談内容が複数に該当する場合はそれぞれの項目でカウントしています。

■相談内容

(単位:件)

相談内容	家族の問題	友人関係	学校の対応	虐待	いじめ	行政の対応	不登校	その他
令和 7 年度	18	18	16	4	3	2	1	7
令和 6 年度	7	9	13	2	4	2	3	8



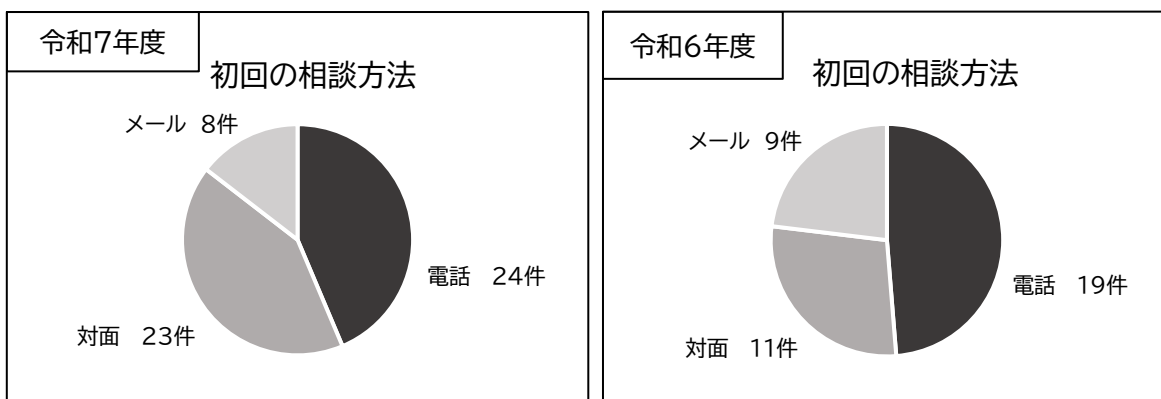
(4)初回の相談方法

令和 7 年度の新規相談のうち、初回の相談方法は「電話」が最も多く 24 件、次いで「対面」が 23 件です。前年度に比べ、対面で初回の相談を受ける割合が多くなっています。電話やメールでの相談であっても、その後対面でお話を聞かせてほしいと働きかけています。

■初回の相談方法

(単位:件)

初回の相談	電話	メール	対面	手紙	FAX
令和 7 年度	24	8	23	0	0
令和 6 年度	19	9	11	0	0

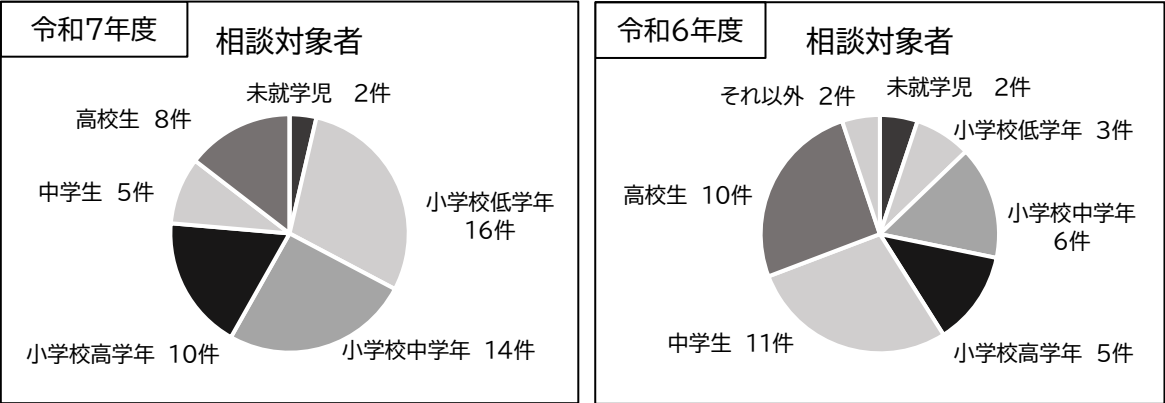


(5)相談対象となる子どもの所属

令和 7 年度の新規相談のうち、相談の対象となる子どもの所属は「小学生」が最も多く 40 件、次いで「中学生」が 5 件、「高校生」が 8 件でした。

■子どもの所属 (単位:件)

	未就学児	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学生	高校生	それ以外
令和 7 年度	2	16	14	10	5	8	0
令和 6 年度	2	3	6	5	11	10	2



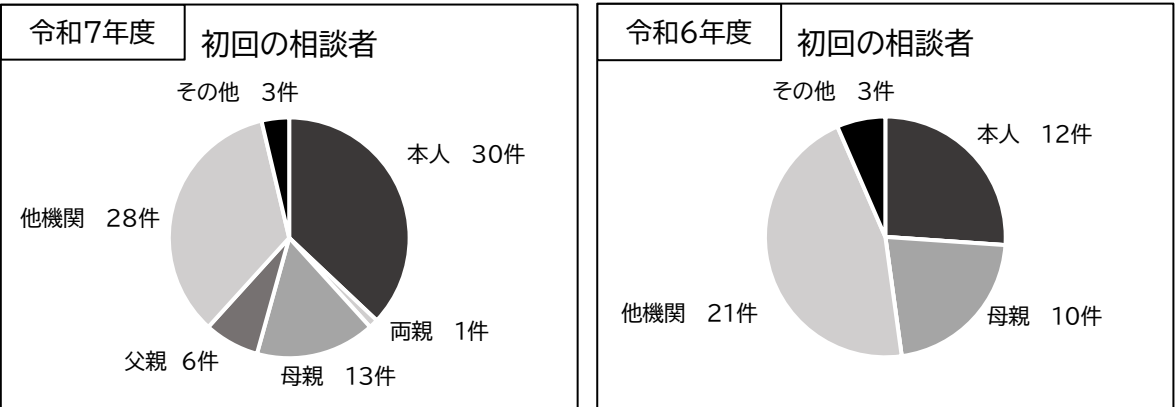
(6)初回の相談者

令和 7 年度の新規相談のうち、初回の相談に本人が来たケースは 30 件ありました。他機関から相談につながる割合が増加しており、保護者が同伴する場合、もしくは保護者のみで相談に来るケースもありました。

※複数に該当する場合はそれぞれの項目でカウントしています。

■初回相談者 (単位:件)

	本人	両親	母親	父親	他機関	その他
令和 7 年度	30	1	13	6	28	3
令和 6 年度	12	0	10	0	21	3

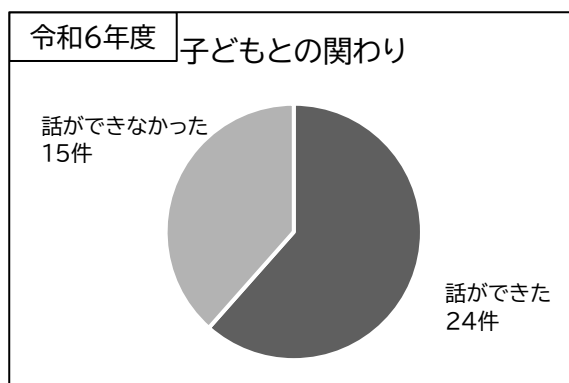
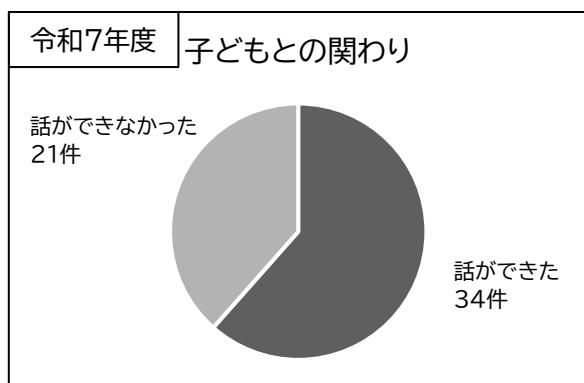


(7)子どもとの関わり

令和 7 年度の新規相談のうち、相談の過程で子どもと関わることはできたのは 34 件ありました。子どもに関わる大人からの相談であっても、その後子どもとの対話を通して、子どもの最善の利益に向けた調整活動を行っています。

■子どもとの関わり (単位:件)

子どもとの関わり	話ができた	話ができなかった
令和 7 年度	34	21
令和 6 年度	24	15



(8)申し立て状況

令和 7 年度の条例第23条2号に規定する救済の申し立ては、1件ありました。必要な調査および調整を行った結果、子どもの権利の救済・回復が図られることが明らかになったため、対応を終了しています。

(9)アウトリーチ

子どもに関わる施設に、子どもの権利擁護委員や子どもの権利相談員が出向いて、子どもたちとの関係性を築き、安心して相談することができるよう、アウトリーチ活動を実施しました。子どもの権利侵害の早期発見、早期改善につなげています。

■令和 7 年度活動実績

中高生センタージャンプ	24 回
子どもスキップ	24 回

2. 対応事例

相談例① 個人を特定できないよう、複数の事例から構成し、内容も変更して紹介しています。

相談者	本人	子どもの所属	高校生	相談方法	対面・メール
相談の主な内容	部活動を新たに設立したい。				
部活動を新たに設立したいが、学校が認めず、話し合いにも応じない。 (令和 6 年度からの継続案件。前代表の卒業に伴い、後輩へと引き継がれた。)					

【相談の経緯】

相談者：生徒会規約上、部活動設立の前提として同好会の設立が必要であることから、まず同好会を設立したい。規約に沿って手続を取ったが、校長が設立を承認しない。

学校側：数年前に「今後5年間は部活をつくらない」と決定した。教職員の働き方改革・過重労働防止の観点から、新たな部活動の設立は困難である。正式な部活動として認められていなくても、校内で活動できるよう配慮している。

相談者：顧問教諭の負担にならないように生徒側からさまざまな提案をしている。正式に部活動にならなければ活動に制約がある。

【救済申立ての経過】

相談室は、相談を受け、生徒らに助言を行った。生徒たちが書面で申入れを行ったが学校が回答せず、相談室が学校に調整を申し入れたが学校はこれも拒否した。その後も生徒たちと真摯に協議する姿勢が学校側に見られなかった。校長は「職員会議での決定が必要」と述べ、先生は「校長の決定が必要」と述べるなど、いわば「たらい回し」の状態が続いた。こうした状況を受けて、生徒49名が条例に基づく救済申立てを行った(豊島区第一号事案)。相談室は学校に対して事実関係の照会と調整の申入れを行ったが、学校は照会事項について具体的な回答を行わず、調整にも応じなかった。そのため、擁護委員は是正要請を発出する方針を固めた。

【その後の動き】

擁護委員が学校に対し是正要請の予告を行ったところ、4月に赴任した新校長がこの状況を把握し、同好会設立に向けた調整が急速に進んだ。学校側(校長・副校長・生徒部教諭)と生徒たちとの話し合いの場が設けられ、相談室も同席した。生徒たちは一人ひとり、同好会設立に向けた思いを力強く語った。話し合いの後、生徒たちは改めて生徒会規約に沿って手続を進め、教職員の会議の承認も経て、生徒総会において同好会の設立が認められた。救済申立ては生徒たちによる取下げをもって終了し、是正要請は発出することなく解決した。

【意義】

本件は、子どもたちが自ら声を上げ、学校と対話を重ねることによって課題の解決につながった事案であり、子どもの意見表明権及び参加する権利の重要性を改めて実感した事案であった。生徒たちは、擁護委員に対して多数回にわたり相談を行い、助言を受けながら、同好会設立に向けてメンバー間でさまざまな意見を出し合い、互いの立場を尊重しながら活動を続けた。救済申立てに際しては、自分たちのいかなる権利が侵害されているかを改めて問い直すことが、権利主体としての自覚を深める機会ともなった。

また、生徒たちは救済申立てにとどまらず、生徒会という自治組織における活動や、保護者への署名活動の準備など、様々な方法で課題の解決を目指したことは、子どもたち自身が主体的に権利を実現していく過程として大変意義深いものであった。

さらに、相談室だけでなく、学校内外の様々な大人がそれぞれの立場から子どもたちを支えていたことも特徴的であった。

本件は、是正要請を発出することなく、学校と生徒との対話によって解決に至った事案であり、子どもと大人との対話による権利保障の実践例となった。

相談例② 個人を特定できないよう、複数の事例から構成し、内容も変更して紹介しています。

相談者	本人・父親	子どもの所属	小学生(Aさん)	相談方法	対面
相談の主な内容	友だちとのトラブル				
クラスメイトにしつこくされる。耳元で大声を出したり「しね」と言われる。約束してないのに自宅に入ってくるなど。その友人は外国籍の子どもで言葉でのやりとりが困難である。学校に行きたくないなあと思うときがある。その友だちに転校してほしい。					

【相談者とのやりとり】

相談室:「やめて」と言ったことはある？

Aさん:言ってもやめない。先生や友だちが言ってもやめない。

相談室:Aさんはこれからどうしたい？

Aさん:Bさんに転校してほしい。

相談室:転校は難しいね。嫌なことがなくなれば普通に過ごせる？

Aさん:うん。

相談室:Aさんに問題があるわけじゃなくてBさんの問題だから気にしなくていい。Bさんも言葉の問題で伝わらなくて苦しいところもあると思う。

Aさん:私も嫌なこと少し言っちゃったことある。

相談室:人は誰でも失敗する。子どもには失敗する権利がある。失敗しながらだんだん上手になるんだよ。Aさんの名前出さずに学校の先生にお話を聴いて作戦会議することもできる。

Aさん:うん。バレるのは怖い。

相談室:学校の先生尋ねたら先生方はBさんの課題をよく理解していた。他にも困っている子がいることも分かった。これから同じ状況があったときAさんは自分でどうする？

Aさん:嫌なことははっきり「やめて！」って言う。それでもやめなかったらほかの頼れる人に相談する。

相談室:いろんな人に相談できることは良い事。いろいろな人に手伝ってもらう。今回知らない大人に話をしたのは勇気が必要だったと思う。それができたから自信をもって生活していきましょう。

【調整の概要】

父と一緒に来室。Aさんは朝になるとお腹が痛くなり学校に行きたくなくなり休んでしまうこともある。はじめはBさんの転校を望んでいたが権利擁護委員、相談員と話をしていくうちに自分の問題だけではなく相手にも特性や言葉の課題があることに気づき解決方法がほかにもあることに気づいた。名前を出さずに学校に話してほしいという本人の思いを尊重し相談室から学校に聴き取りを行い、学校側はBさん課題を把握しており、対応もしていることが分かった。困り感を持っている子どもがいることだけ伝え、それをAさんに伝えると安心した様子であった。その後状況は良くなり、学校も休まず行けるようになった。

相談例③ 個人を特定できないよう、複数の事例から構成し、内容も変更して紹介しています。

相談者	本人	子どもの所属	小学生(Cさん)	相談方法	対面
相談の主な内容	常備薬を失くしたが、母に言えない				
主治医にいつも持ち歩くように言われた常備薬が、ランドセルの中からいつの間になくなっていった。薬は 2 つ渡されていたので、残る 1 つの薬を持ち歩いている。無くしたことを言うと母に怒られるので、絶対、内緒にしたい。					

【相談者とのやりとり】

Cさん:薬を2つ渡された時、母に絶対なくしてはダメと言われた。小さいポーチにいれて、ランドセルの小さなポケットに入れておいたのに見つからない。母は妹が生まれてからとても忙しく、すぐ怒るようになっている。

相談室:家の部屋の隅っことか、学校の落とし物箱とか探してみた？

Cさん:何回も探したけれど見つからなかった。

相談室:そうなのですね。お母さんがこわいなら、お父さんに話すのはどうかな。

Cさん:お父さんは仕事で家にいないことが多い。お父さんに話したらもっと怒られる。

相談室:次に主治医に会うのはいつですか。

Cさん:半年後。

相談室:あと半年の間、無くしたことを黙っているより、ごめんなさいをして、今度はなくさないような方法を考えるのはどうでしょう。

Cさん:うーん。

相談室:今日は、お父さんもお母さんもいる？

Cさん:うん。

相談室:そうなんですね。今日、お父さんやお母さんに話せるかな？こんどまた無くさないようにするためには、どんな工夫ができそう？

Cさん:ポーチにヒモをつけて、ランドセルに結ぶとか？

相談室:それは良いね。無くさない工夫を伝えることができると、お父さんやお母さんも安心できると思うよ。

【調整の概要】

令和7年度より子どもスキップへのアウトリーチを開始した。事前に訪問日のポスターを貼って告知したところ、どうしても相談したいとお手紙が届いた。かなり思い詰めた様子で、1か月間ずっと悩んでいたと言う。権利擁護委員に話したことで、状況を冷静に把握できて、怒られたくない一心だった気持ちが、今度はなくさないような工夫をするという次のステップに進むことができた。後日、権利擁護委員あてに「母に話せました。ありがとう」のお手紙が届いた。

3.相談活動のまとめ

活動回数(終結までに相談室が対応した回数)を見ると、1～5回で終結したケースが39件となっている。中高生センタージャンプへの定期的なアウトリーチに加え、令和7年度より子どもスキップへのアウトリーチを開始したことにより、その場で子ども本人から相談を受けるケースが増え、早期解決につながっていることが考えられる。また一方で、活動回数31回以上のケースが13件ある。子ども本人の思いを聞くには、相談者との信頼関係や、安心して話ができる環境が必要である。相談を重ね、粘り強くアプローチすることで、子どもたちが抱えている思いや悩み事などを言語化できるように紐解いていきながら、どのようにしたら安心して生活を送ることができるかを一緒に考えていく。その中で、相談者だけでなく、様々な関係機関との連絡・調整により、終結まで長期化するケースもある。

初回の相談者については、「本人」と「他機関」からの相談の割合が増えている。アウトリーチ活動や子どもの権利に関する普及啓発活動、そして、これまでの区内関係機関との連携により、この相談室の役割への理解が徐々に広がってきていると考えている。相談室としてどのような対応ができるかを示しながら、今後さらに普及啓発活動を行っていきたい。

Ⅲ 相談室活動報告会

1. 令和 6 年度活動報告会

日時:令和 7 年 11 月 28 日(金) 18 時~18 時 45 分

場所:豊島区役所本庁舎 1 階 としまセンタースクエア

内容: 子どもの権利擁護委員、子どもの権利相談員の紹介

子どもの権利相談室の概要

活動状況報告

事例紹介

※子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」会議と合同開催。



【参加者の声】

- ・今は特に悩みはなくとも、何かあったときに思い出し、扉を叩いてもらえる存在に！より多くの子どもに相談室を知ってほしいです。
- ・先生方が子どもの視点・権利を非常に大切に子どもたちに接してくださっていることがとても伝わってきました。
- ・子どもの権利に関する条例前文は、子どもだけでなく区民の方みんなに響く言葉だと思うので、もっと伝え広げてほしいと思いました。
- ・大人が思う「子どものため」が、本当の子どもの気持ちを聞いていないときにトラブルになっているようです。子どもの「どうしたい」を大切にしていきたい。
- ・権利が子どもの日常のなかで活かされるのは、日頃の関係づくりがとても大切なんだと思いました。

IV 普及啓発活動

1. としま子どもの権利相談室愛称募集

としま子どもの権利相談室を身近に感じ、親しみを持ってもらうことを目的に、令和 6 年 6 月に区立小・中学校に在籍する児童・生徒から愛称の募集を行い、候補となったものの中から小・中学生に投票を行っていただき、相談室の愛称が「ふくろう相談室」に決定しました。また、令和 7 年 2 月には、子どもたちの大切な権利を守るふくろう相談室のキャラクターも誕生し、区立小・中学校の児童・生徒に投票をしてもらいキャラクターの名前が「マモろう」に決定しました。

■相談室愛称:「ふくろう相談室」

■相談室キャラクター:「マモろう」



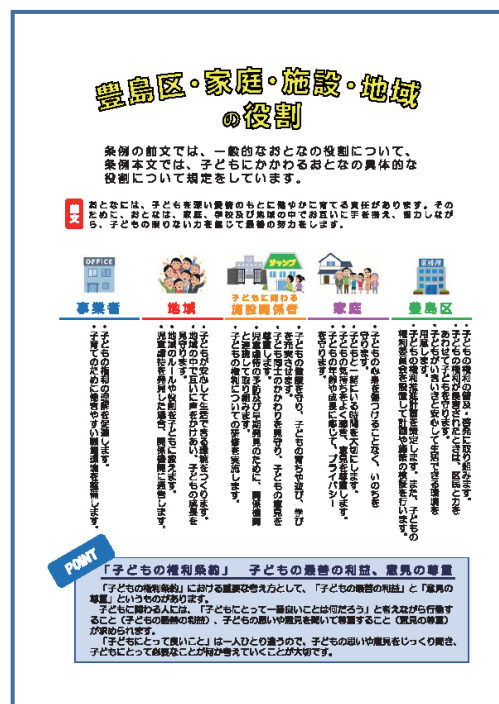
マモろう



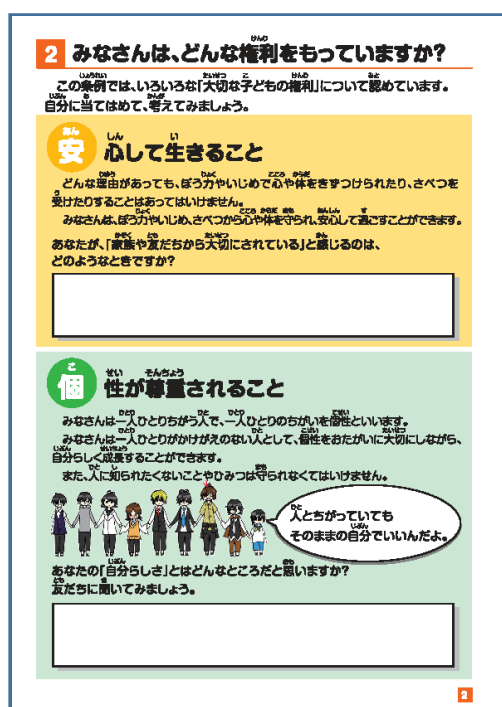
2. 広報物

「豊島区子どもの権利に関する条例」の趣旨を伝えるためのパンフレットや動画、「ふくろう相談室」について多くの方に知っていただくための周知用カード、リーフレットを作成するとともに、HO HO レター(ニュースレター)を発行しています。

(1) 豊島区子どもの権利に関する条例 周知用パンフレット(一般用)



(2)考えてみよう！「子どもの権利」 学習パンフレット(小学 4～6 年生向け)



(3)みんな知っているかな？豊島区子どもの権利に関する条例 マンガ版パンフレット



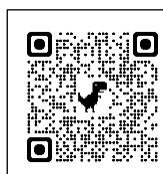
パンフレットの詳細はこちら



(4)みんな知ってるかな？豊島区子どもの権利に関する条例 PR 動画



PR 動画はこちら



(5)ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)周知用カード
(区立小・中学校、関係機関に配布)

あなたが自分らしく、楽しく毎日過ごすことができるように、
どうしたら良いか一緒に考えます！ この番号からFAXも送れます

相談用電話 03-5985-9580

開室時間 火～金曜日 10:00～17:45
(月・土・日・祝日・12月29日～1月3日はお休み)
〒171-0032
豊島区雑司が谷3-1-7 千登世橋教育文化センター1階

なやみミフリーダイヤル からも相談できるよ
電話番号 **0120-618-471** (お金はかかりません)
平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

ふくろう相談室
(としま子どもの権利相談室)

子どものこと 学校のこと
おうちのこと 体のこと
あなたのお話をゆっくり聞きましょう

色々な「どうたん」方法があるよ

会って「どうたん」 電話やメールで場所と日にちなど、希望を言って予約してね。

メールで「どうたん」 メールアドレスから入力して送れるよ。
E-mail: kodomosoudan@city.toshima.lg.jp
右の二次元コードから送信フォームにつながるよ。

手紙で「どうたん」 区長あてのお手紙「子どもレター」をつかって、相談室あてに手紙を書くこともできるよ。
「ふくろう相談室へ」って書いてね。

電話やFAXで相談したい人は裏面を見てね!

みんなへの大切なメッセージ

「豊島区子どもの権利に関する条例」平成18年4月1日施行

子どものみなさん あなたの人生の主人公は、あなたです
あなたのことは、あなたが選んで決めることができます
失敗しても、やり直せます
困ったことがあったら、助けを求めていいのです
あなたは、ひとりではありません
私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます
あなたがあなたらしく生きていけるように、
いっしょに考えていきましょう
あなたという人は、世界でただ一人しかいません
大切な、大切な存在なのです

ぜひ、読んでみてね!

条例前文より

(6)ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)周知用リーフレット
(区立小・中学校、関係機関に配布)

●まわりの人（親、友達、先生など）に
言えない
●自分はどうしたらいいのかわからない
●誰かに聞いてもいいでない・相談したい

こんなときは、相談してほしいな。
相談するとき、うまく話せるのになって喜んだり、だいたいわかってもらって喜んだり、不安な気持ちがいついばなくなって、相談相手は、少しはみなさんの役に立ちたいと思っています。

あなたが自分らしく、楽しく
毎日が過ごせるように
どうしたらいいのかわりに
書いていきましょう。

子ども
●なやみフリーダイヤル
0120-618-471
（通話料・通話料・通話料）
※通話料・通話料・通話料

●まわりの人（親、友達、先生など）に
言えない
●自分はどうしたらいいのかわからない
●誰かに聞いてもいいでない・相談したい

こんなときは、相談してほしいな。
相談するとき、うまく話せるのになって喜んだり、だいたいわかってもらって喜んだり、不安な気持ちがいついばなくなって、相談相手は、少しはみなさんの役に立ちたいと思っています。

あなたが自分らしく、楽しく
毎日が過ごせるように
どうしたらいいのかわりに
書いていきましょう。

子ども
●なやみフリーダイヤル
0120-618-471
（通話料・通話料・通話料）
※通話料・通話料・通話料

ふくろう

そう相 だん談 しつ室

（としま子どもの権利相談室）



カード・リーフレットの
詳細はこちら



子ども
●なやみフリーダイヤル
0120-618-471
（通話料・通話料・通話料）
※通話料・通話料・通話料

子ども
●なやみフリーダイヤル
0120-618-471
（通話料・通話料・通話料）
※通話料・通話料・通話料

そんな
どんなことを相談
していいの？

●学校のこと
●おうちのこと
●からだのこと

そんな
相談したらどうなるの？

●相談する
●相談する
●相談する

そんな
相談したらどうなるの？

●相談する
●相談する
●相談する

そんな
相談したらどうなるの？

●相談する
●相談する
●相談する

(7)HO HO レター(区立小・中学校、関係機関に配布)

第1号 令和7年1月発行

[illegible]

「ふくろう相模屋」にはどうやって相談するの？

でん 話 ☎ 03-5985-9580 (名義を言わなくてもOKです)
 “なやみフリーダイヤル” 0120-618-471 からでも相談できます。
 (電話番号した“子ども被害相談センター”に相談したいです”と伝えてね)

て 紙 〒171-0032
 東京都練馬区台3-1-7 千代田児童教育文化センター1階
 みやぎ産康の“子どもセンター”で“ふくろう相談室”として、スタッフや保護
 ひろは、面談室。相談に来た人に安心してもらえれば良いと思うよ。お話を聞ける場所
 と名前を決めてね。

メー ル
 このQRコードからでも、
 「メール送付フォーム」につながらります。 ➡

あ っ て 相 談
相談がメールで“ふつふ”と“通す”を決めよう
 ふくろう相談が近づく(きこえる)とき、質問ひろは、スタッフ、ダンパなど、みんなが
 聞きやすい場所に行くこともできるよ。

どんな相談がきているの？ (お母さんによって「話し方」「伝え方」も違います！
 ● 友達から嫌なことを言われて学校に行きたくない。友達との関係で悩んでいる…。
 ● 親にやめてほしいことがあるけど、自分の気持ちをなかなか言えない…。
 ● 大人が決めたこととおかしいと思っている、とても言えない思いがある…。
 ● 大学に行きたいけれど、親に反対されて、どうしてもよいかなと考えてほしい…。

「ふくろう相模屋」って、どこにあるの？ (千代田児童教育文化センター1階)

★東武有楽町線池袋駅南口から徒歩約10分
 ★JR山手線池袋駅から徒歩約10分
 ★池袋駅西口のバス乗り場から徒歩約10分
 ★池袋駅西口のバス乗り場から徒歩約10分

としま子ども未来センター
としま子どもの権利相談室（みくろう相談室）

第1号 第2号 令和7年3月発行

ホーホー HO HO レター

読み終わった後、お友達の人にも、読んでもらってほしい！

読者が決まったら「みくろう相談室」に「子どもの権利」や「相談室の制度」について、もっともっと知ってもらえるように、「HOHOレター」をお届けします！
ぜひ「としま子どもの権利相談室」ホームページでも見ておね！

キャラクターの名前が決まりました！
「マモろう」

区立小・中学校のおねえさん、キャラクターの名前相談室に来ていただき、ありがとうございました！
「子どもの権利」や「子どもの思い」を、「みくろう相談室」に、ピッタリの名前をおねえさん。

豊島区の子どもたちは、
「7つの大切な権利」をもっている

- 安心して
生えること
- 個性が尊重
されること
- かけがいの
ないことを
すすめること
- 社会の中で
ぞびつこと
- じまんを
おめること
- おもしろ
くつたえること
- しえんを
ちとめること

「豊島区子どもの権利に関する条例」より

[illegible]

こども せいのきょうふしんつ
と子どもの権利相談室（ふくろう相談室）

うどうしんつ
第3号

らいち せん せつしんじう
令和8年3月発行

ホーホーレター

読み終わったら、お家の人も、みんなでもらって下さいね！

令和5年9月に相談室ができて、3年目をむかえています。大切な子どもの権利について、もっとたくさんの人に知ってもらえるように、ふくろう相談室が行っている取組を紹介します。

**「子どもの権利ってなに？」
どうやって
動画を見ることが出来ます！**

すべての子どもが生まれたときから与えられる大切な権利を守るために、豊島区には、「豊島区子どもの権利に関する条例」が定められています。令和8年は、この条例ができて 20年の節目の年を迎えます。この条例に込められている思いや、子どもたちが持っている大切な7つの権利について、動画でわかりやすく説明しています！

豊島区の小・中学生に配布されている学習用タブレットの中にある共有ブックマークから「[動画]子どもの権利ってなに？」（豊島区ふくろう相談室）をクリックすると、タブレットからも動画を見ることが出来ます！また、豊島区ホームページにある豊島区公式としまなまチャンネル(YouTube)や、こちらの二次元コードからも動画を見ることができると、お友達やご家族と一緒に見えてくださいね！



子どもたちの権利に関する条例

子どもたちの居場所となる施設に訪問しています！

子どもたちの大切な居場所である「小中学生センターグランド」や「子どもスキャット」に、ふくろう相談室から子どもの権利保護委員と子どもの権利相談員が定期的に訪問しています。小学生で相談したいところある人は、子どもスキャットの職員の方に希望を伝えてもらえれば、子どもの権利相談員が子どもにスキャットを訪問し、みんなのお話をきいたり聞いたり、小さなことでも大丈夫。お話を聞かせてね！

としま県の子どもたちが持っている大切な7つの権利

①分限は、そのうちの2つの権利について紹介します！

安心して生きること

子どもは、関心しながら育ててもらふことができます。どんな理由があっても、あらゆる差別や偏見を受けずともあります。また、虐待や体罰、いじめを受けずに、心や体が守られ、安全・安心に過ごることができます。

あなたは大切な存在だよ！

個性が尊重されること

子どもは、一人ひとりの個性が個性として認められます。それぞれの可能性やお互いの個性を大切にしながら、自分らしく成長してることができます。また、人に知られたくないことや秘密が守られ、プライバシーが尊重されます。

自分らしく生きていこう！

ふうろう相談室に電話やメールをするかどうかの？

電話やメールで連絡する

名前は言わなくて大丈夫だよ！

電話で話したら、少し安心
できた。(´・`)^v

会って話をしたい！(いつどこで会えるか決める)

ふうろう相談室や匿名ふうらなどで会って話をする。

また、電話かメ
ールで話した
いです。

安心できたので、
また、前へうら電話
かメールをしませう。

また、話したいです。
次は、月○日に会
いませう。

学校や家の人と、いっしょに話をし
てほしいです。ーまたは、自分の代
わに学校や家の人に気持ちを伝
えてほしいです。

どうように話していきなうのは、あなたが決めてよいのです。(子どもに権利に関する質問「匿名相談」)

ふうろう相談室の時間 水・金曜日 午前10時～午後5時45分(夜間・早業相談はお休み)
 相談時間 FAX 03-5985-9580 メール kodomo.soudan@city.toshima.lg.jp

案メール・FAXはいつでもOK！学校のタブレットには、メールのお人さん、とごきまさん。

連絡できる方法(メールアドレスや、電話番号)を書いてください。

右の2次元コードを読み取ると、メール送信フォームにつながりますー



3. 子どもの権利に関する学習プログラム

(1) 子どもの権利出張講座

子どもの権利擁護委員や子どもの権利相談員が希望する区立小・中学校で実施しています。普段子どもの相談を受けている立場から、事例を交えながら大切な子どもの権利を伝えています。



■令和 7 年度実績…16 校

学校名	実施日	学年	学校名	実施日	学年
椎名町小学校	5/8(木)	6 年生	仰高小学校	9/6(土)	6 年生
高松小学校	5/15(木)	6 年生	要小学校	9/8(月)	5 年生
朋有小学校	5/20(火)	5 年生	西巣鴨小学校	9/17(水)	6 年生
千早小学校	6/6(金)	6 年生	巣鴨小学校	9/25(木)	6 年生
清和小学校	6/11(水)	6 年生	富士見台小学校	11/27(木)	6 年生
池袋第三小学校	6/26(木)	6 年生	池袋本町小学校	12/4(木)	5 年生
高南小学校	7/11(金)	6 年生	さくら小学校	12/23(火)	5 年生
豊成小学校	7/14(月)	6 年生	要小学校	2/25(水)	1・2 年生
朝日小学校	7/16(水)	6 年生			

【出張講座に参加した児童からの主な感想】

- ・子どもはたくさんの権利によって守られていて、自分も周りの人も幸せに過ごすためにあるということがわかった。これからはお互いの権利を大切にして楽しく過ごしていきたい。
- ・自分や友達にも権利があって、自分だけではなくて友達も守られなくてはいけない。自分や友達をもっと大切にしたいと思った。
- ・子どもの権利が思ったよりたくさんあって驚いた。個性について学習し、以前より自分に自信がついた。

(2) CAP ワークショップ

子どもが心身を傷つけられた時の SOS の出し方などを、ロールプレイング形式で学ぶワークショップです。また、子ども向けだけでなく、大人向け(保護者・教職員)もあわせて開催し、子どもが暴力を受けたときに手助けするための方法などを、講義や参加者同士の話し合いなどを通して、体験します。



■令和 7 年度実績…2 校

学校名	実施日	学年
池袋第一小学校	4/26(土)	教職員・保護者
	4/28(月)	2 年生
	4/30(水)	6 年生
要小学校	9/12(金)	保護者

4. 展示

■図書館展示(10月～11月)

子どもの権利に関する図書の紹介とともに、「豊島区子どもの権利に関する条例」の内容を紹介しました。



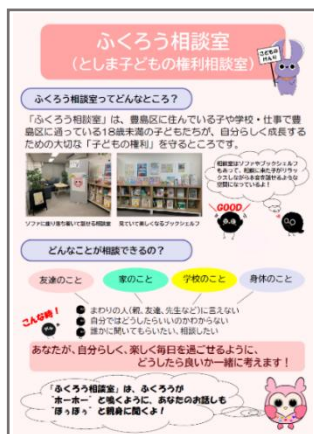
■人権パネル展(12月)

毎年12月4日～10日の人権週間にちなみ、子どもの権利に関する区の取組等を紹介するパネル展を実施しました。



■庁舎展示(11月)

11月の「としま子ども月間」にあわせて、子どもの権利に関するパネルを展示し、来庁者へ周知を行いました。



5. 研修、講演会などを通じた普及啓発

「子どもの権利」および「豊島区子どもの権利に関する条例」の理解を深め、条例に規定している「大人の役割」が広く浸透することを目的に、研修や講演会などを通じた普及啓発に取り組んでいます。

(1)とこネットボランティア研修会講師

日時:令和7年9月19日(金)

18時30分～20時30分

場所:としま区民センター 6階会議室

テーマ:子どもの権利を学ぶ



(2)としま出前講座

区内で活動しているグループ・団体でご希望の方には、子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員が地域に出向き、子どもの権利に関する講座を実施しています。ご希望の方は、豊島区ホームページ「としま出前講座」より、お申込みください。

(3)e ラーニング(区職員対象)

配信期間:令和7年7月～令和8年3月

テーマ:子どもの権利 対象:全職員(選択制)

6. 他自治体からの視察受入

日程	視察団体
令和7年4月22日	長野市議会
令和7年4月24日	杉並区子ども家庭部管理課

7. 会議、シンポジウム等への出席

■「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025三芳町

日程:令和8年2月7日(土)、8日(日)

場所:三芳町総合体育館研修室(3階)

テーマ:「地方自治から広げる子どもの権利」～子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり～

8. その他のイベントへの出展

■サンシャインシティプレーパーク

日程:令和7年11月1日(土)

場所:サンシャインシティアルパ1F 南3入口外側エリア

内容:①豊島区の大切な子どもの権利に触れながら、自分の気持ちや思いを書いてみよう

②子どもの権利に関する条例 PR 動画の放映

③子どもの権利シールプレゼント



＼みんなから集まったゆめの木／



V 參考資料

○豊島区子どもの権利に関する条例

平成18年 3 月 29 日

条例第29号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利の普及（第4条）

第3章 大切な子どもの権利（第5条—第12条）

第4章 子どもの権利の保障

第1節 区による保障（第13条—第15条）

第2節 家庭における保障（第16条）

第3節 子どもにかかわる施設における保障（第17条）

第4節 地域における保障（第18条）

第5章 子どもの参加（第19条—第21条）

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復（第22条—第28条）

第7章 子どもの権利に関する施策の推進（第29条—第36条）

第8章 雑則（第37条）

附則

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです

あなたのことは、あなたが選んで決めることができます

失敗しても、やり直せます

困ったことがあったら、助けを求めていいのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます

あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう

あなたという人は、世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけでなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。それを手助けするためには、子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携え

て社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別をなくし、誤った思い込みを改め、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくることが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心を持つ必要があります。そして子どもは、おとなや子ども同士のかかわりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子どもたちにとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限りない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に通じる理念にほかならないのです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。
- (3) 子どもにかかわる施設 豊島区（以下「区」といいます。）の区域内（以下「区内」といいます。）にある児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいいます。
- (4) 区民 区内に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいいます。

- (5) 区民等 区民及び区内に滞在する者（通過する者を含みます。）をいいます。
- (6) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいいます。

（責務）

第3条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの成育について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。
- 3 子どもにかかわる施設の設置者、管理者、職員等（以下「施設関係者」といいます。）は、子どもにかかわる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。
- 4 区民等は、家庭、学校又は地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。
- 5 事業者は、区の施策に協力し、雇用又は所属している子どもの権利を保障しなければなりません。

第2章 子どもの権利の普及

（子どもの権利の普及）

第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。
- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組を推進するため、としま子ども月間を設けること。
- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

第3章 大切な子どもの権利

（大切な子どもの権利）

第5条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

（安心して生きること）

第6条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。
- (2) 差別や偏見を受けないこと。
- (3) 心身を傷つけられないこと。

(4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

(個性が尊重されること)

第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

(1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。

(2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。

(3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。

(4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。

(5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

(自分で決めること)

第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

(1) 自ら考えるところに従い、選んで決めるために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。

(2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝えること)

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

(1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。

(2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。

(3) 仲間をつくり、集まること。

(4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

(かけがえのない時を過ごすこと)

第10条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、次に掲げることが保障されます。

(1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。

(2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。

(3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。

(4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこと。

(社会の中で育つこと)

第11条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確実なものにすること。
- (2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。
- (3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。

(支援を求めること)

第12条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- (2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- (3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

第4章 子どもの権利の保障

第1節 区による保障

(区による保障)

第13条 区は、子どもの権利が侵害されそうになった場合又は侵害された場合には、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。

(環境の整備等)

第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (1) 生命や身体が守られる環境
- (2) 安全な食生活の環境
- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となれるような機会
- (6) 相談や援助の仕組み

(児童虐待防止に関する整備等)

第15条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制
- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制

(5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

第2節 家庭における保障

(家庭における保障)

第16条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、家庭を中心とした子どもの環境を確保し、愛情をもってその生命を守らなければなりません。

- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
- 5 保護者は、子どもが他の人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
- 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

第3節 子どもにかかわる施設における保障

(子どもにかかわる施設における保障)

第17条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。

- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
- 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
- 5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。
- 6 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
- 7 子どもにかかわる施設の管理者は、職員等にこの条例に定められた子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければなりません。

第4節 地域における保障

(地域における保障)

第18条 区民は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全・安心な地域の環境をつくり、その環境を守らなければなりません。

2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。

3 区民は、家庭、子どもにかかわる施設又は地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。

4 区民は、区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子どもに伝え、自らその範を示さなければなりません。

5 事業者は、自らこの条例に定められた子どもの権利をよく理解し、雇用又は所属している者にもよく理解させなければなりません。

6 事業者は、雇用又は所属している者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。

7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センターその他の関係機関に速やかに通告しなければなりません。

第5章 子どもの参加

(子どもの参加)

第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

(子どもの社会参加及び参画)

第20条 区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。

2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じなければなりません。

3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。

4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

(子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)

第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。

- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。
- 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(豊島区子どもの権利擁護委員の設置)

第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設けます。

- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者（ただし、規則で定める者を除きます。）から、区長が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができます。
- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合又は規則に定める事由に該当する場合は、その職を解くことができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をしなければなりません。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(擁護委員の職務)

第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。
- (4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。

(是正要請の尊重)

第24条 前条第3号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、かつ、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

(是正要請及び報告の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第23条第3号の是正要請及び同条第4号の報告を公表することができます。

(救済及び回復のための連携)

第26条 擁護委員は、子どもの権利侵害を予防し、子どもの権利侵害からの救済及び回復のために家庭、子どもにかかわる施設、地域、関係機関等との連携に努めなければなりません。

(活動状況等の報告及び公表)

第27条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表しなければなりません。

(庶務)

第28条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第7章 子どもの権利に関する施策の推進

(施策の推進)

第29条 区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。

(推進計画の策定)

第30条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

(豊島区子どもの権利委員会の設置)

第31条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織します。

3 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期

は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。

4 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。

5 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(権利委員会の職務)

第32条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

(1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。

(2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

(答申及び提言の尊重)

第33条 区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

(会長及び副会長)

第34条 権利委員会に会長及び副会長を置きます。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。

3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

(招集等)

第35条 権利委員会は、会長が招集します。

2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

(庶務)

第36条 権利委員会の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第8章 雑則

(委任)

第37条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。ただし、第6章及び第31条から第36条までの規定は、規則で定める日から施行します。

(平成21年規則第69号で、第6章の規定は、平成22年1月1日から施行)

(平成29年規則第67号で、第31条から第36条までの規定は、平成30年1月1日から施行)

○豊島区子どもの権利に関する条例施行規則

平成18年 3 月 30 日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年豊島区条例第29号。以下「条例」といいます。）第2条第1号及び第37条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めます。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

(子どもについて)

第3条 条例第2条第1号に規定する規則で定める者とは、年齢が18歳以上20歳未満で、条例第2条第3号に規定する子どもにかかわる施設に在籍などを行っている者をいいます。

(としま子ども月間)

第4条 条例第4条第2号に規定するとしま子ども月間は11月とします。

2 区は、としま子ども月間の趣旨にふさわしい事業を行います。

(としま子ども会議)

第5条 条例第20条第4項に規定するとしま子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、区長に提出することができます。

2 区長は、としま子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定めます。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行します。

ふくろう相談室

こ けんりそうだんしつ
～としま子どもの権利相談室～



〒171-0032 豊島区雑司が谷3-1-7 千登世橋教育文化センター1階

■相談専用電話 03-5985-9580